

令和6年第7回教育委員会会議

1 日 時

令和6年7月22日(月)

開会 10時00分

閉会 11時00分

2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

3 出席者

北野喜樹教育長、新屋長二郎委員、眞鍋知子委員、新家久司委員、高野勝委員、辻奈穂子委員

4 説明のため出席した職員

原敬教育次長、塩田憲司教育次長、金子俊一教育次長、北島公之教育次長兼学校指導課長、筒井諒太郎事務局課長、山本一彦庶務課長、高倉英明教職員課長、岩木智子生涯学習課長、池田正明文化財課長、瀬戸博邦保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第21号 石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定等について (原案可決)

議案第22号 人事異動について (原案可決)

議案第23号 教職員の人事異動について (原案可決)

議案第24号 教職員の人事について (原案可決)

6 報告

報告第1号 令和6年度近世史料編さん専門職員採用選考試験の実施について

報告第2号 教育委員会における障害者雇用について

報告第3号 令和6年度基礎学力調査結果の概要について

報告第4号 「いしかわ師範塾」第12期生学生クラス標準コースの募集結果について

報告第5号 いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業について

報告第6号 石川県立あすなろ中学校生徒募集について

報告第7号 国指定名勝の指定について

7 審議の概要

・開会宣告

北野教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第22号、議案第23号及び議案第24号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第21号 石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定等について（山本庶務課長説明）

1ページをお開きください。

「議案第21号石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定等について」ご説明いたします。

「1提案理由」でございますが、県立あすなろ中学校の設置に伴い、関係規定を整備する必要があるためあります。

「2関係規定」につきましては、

(1) 石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定

(2) 石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正

(3) 夜間中学開設準備室廃止に係る告示

でございます。

「3概要」につきましては、

- ・一つ目は、県立あすなろ中学校を規定する石川県立学校条例の施行日を令和6年8月1日とするもの

- ・二つ目は、県立あすなろ中学校の設置に伴い、事務局の事務分掌を整理するもの

- ・三つ目は、夜間中学開設準備室を廃止するもの

であります。

「4制定案」につきましては、別添資料の通りです。

「5施行年月日」につきましては、

令和6年8月1日としておりまして、夜間中学開設準備室の廃止の告示につきましては、令和6年7月31日となります。

【質疑】

なし

(北野教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし

報告第1号 令和6年度近世史料編さん専門職員採用選考試験の実施について
(山本庶務課長説明)

「報告第1号令和6年度近世史料編さん専門職員採用選考試験の実施について」説明いたします。

近世史料編さん専門職員の採用については、前田利家の金沢城入城から藩政時代(1583～1871)にあたる近世の史料編さんに向け、近世にかかる文献の調査・収集、古文書の解読、史料の検証・評価などを行う専門職員を採用するものであります。

「1. 職務内容、採用予定数等」につきましては、

(1) 職務内容のとおり、教育委員会事務局文化財課、金沢城調査研究所などにおける、近世史料の編さん・文献調査などに関する業務に従事するものであります。

(2) 採用予定数は、1名としております。

「2. 試験内容及び試験期日等」につきましては、

(1) 募集期間は6月26日(水)から8月11日(日)までとし、

(2) 申込方法は原則としてインターネットによる申し込みとしております。

(3) 第一次試験については、教養試験、専門試験、適性検査を8月25日(日)に実施することとしております。

その後、第一次試験の合格者を対象に

(4) 第二次試験として、面接試験は10月上旬を予定し、

(5) 合格者の決定は11月上旬に行うこととしております。

「3. 受験資格」につきましては、

(1) 年齢のとおり、採用時に50歳未満である昭和50年4月2日以降に生まれた者としております。

(2) 学歴等につきましては記載のとおりであります。

近世史料編さん専門職員の採用につきましては、しっかりと能力・資質を見極めて採用決定したいと考えております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

【質疑】

(高野委員)

受験資格の(2)で日本史学に関する専門課程を履修してとあるが、すごく幅が限定というか少ない気がしますが、募集をかけて何人も申込みがあると思われますか。

(池田文化財課長)

おっしゃるとおり、確かに狭い分野でございますけれども、そもそも古文書等を読めること等を求められますので狭くしている。募集定員1名となっておりますので、それは行くかと思っております。

報告第2号 教育委員会における障害者雇用について（山本庶務課長説明）

報告事項の2「教育委員会における障害者雇用」につきまして、ご説明いたします。

「1. 障害者雇用率」の表に記載のとおり、法定雇用率は今年度、2. 5%から2. 7%に引き上げられましたが、教育委員会の本年6月1日現在の障害者雇用率は、昨年比0. 10ポイント増の2. 76%となり、法定雇用率を達成しております。

また、障害者数は、その内訳は、教員が65. 5名、事務職員等の教員以外が124名となっております。

「2. 障害者雇用の推進に向けた取組」といたしまして、「（1）教員」につきましては、本年度も、令和7年度の公立学校教員採用試験において、「障害のある受験者を対象とした選考」区分を設けたところであります。

「（2）教員以外」の①正規事務職員につきましては、引き続き、行政職と小中学校事務職員の別枠採用試験を実施することとしております。（7月29日から人事委員会において募集を開始することとしております。）

また、②の県立学校での事務補助等に従事する会計年度任用職員についても、引き続き、別枠採用を実施するとともに、③の特別支援学校の卒業生等で、一般就労を目指したもののが就労先が決まらない方や離職した方を、県立学校の事務補助業務等を行う職員として、トライアル雇用することとしております。

教育委員会においては、全職員の9割を教員が占めており、教員免許状の保持に加え、一定の能力・資質が必要な教員採用試験における障害者の受験者・合格者は全国的にも少なく、知事部局に比べ、障害者雇用は困難な状況にありますが、引き続き、障害のある受験者の特別選考を通じて教員の採用に努めるとともに、事務職員などを含め、障害者雇用を推進してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

(新屋委員)

法定雇用率が上がっていますが、今後の見込みは分かっていますか？

(山本庶務課長)

今年度から2. 5%が2. 7%になっております。今後、想定されますのは、一つは、来年度から分母の数字が今まで30%の除外率がかかっていたものが15%に引き下げられるということになっております。結果として、分母が大きくなると言うことなので、雇用率が高くなることが一つあります。

また、令和9年度からは2. 7%が2. 9%に引き上げられるということが決まっております。

(新家委員、眞鍋委員)

障害者数で0. 5というのが出てくるのですが、この意味を教えてください。

(山本庶務課長)

こちらについては、短時間勤務の方は1名カウントではなく0.5名カウントということで、週10時間から29時間未満の勤務の方が0.5カウントとなっております。

(辻委員)

石川県の障害者雇用は全国的にも上位のほうだと思うが、石川県ならではの採用に向けた取組はありますか。

(山本庶務課長)

教員については、障害のある受験者を対象とした選考区分を設けております。また、県立学校等の事務補助に従事するということで会計年度職員を別枠で採用しているということ。また、トライアル雇用と申しまして、特別支援学校等の卒業生を対象になかなか就労がうまくいかなかった方、決まっていない方を、まず、県立学校の事務補助の業務を通じて自信をつけていただいて、そこから一般企業に就職していただくということに取り組んでいるところであります。

報告第3号 令和6年度基礎学力調査結果の概要について（北島次長兼学校指導課長説明）

令和6年度基礎学力調査結果の概要について、結果の概要を報告いたします。
9ページをご覧ください。

まず、1の「調査の目的」につきましては、本県児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能や活用力の定着状況などを把握・分析し、課題を明らかにして、児童生徒への指導の改善に役立てるためでございます。

2の「調査の対象」ですが、（1）の児童生徒に対する調査のうち、「教科に関する調査」の実施校数、実施児童生徒数については記載のとおりです。ただし、今年度につきましては、能登半島地震を受け、輪島市は実施を見送っております。

対象教科について、今年度は小4で、国語、算数、小6で、社会、理科、英語、中3で、社会、理科、英語を実施しました。

例年、同じ時期に実施される全国調査と重ならない教科を実施することとしています。調査の集計・分析については、各学校の対象学年から無作為に1学級ずつを抽出して行っています。

また、この抽出学級の児童生徒に対して、学習に対する意識や、家庭学習・生活習慣などの状況を把握するために、質問紙調査も行っています。詳細については、記載のとおりです。

（2）の「教員に対する調査」については、例年どおり、指導状況等について抽出で調査を行いました。実施校数等については、記載のとおりです。

10ページをご覧ください。

「3調査の日時」について、今年度は4月17日、水曜日に実施しています。

続いて、「4調査結果の概要」について説明いたします。

「（1）作問の工夫」をご覧ください。

令和5年度までの調査結果から明らかになった課題や学習指導要領で求められている力を踏まえ、基礎的・基本的な事項を問う設問と活用力を問う設問という構成で、作問しています。

「（2）教科に関する調査結果」をご覧ください。

各学年・各教科の平均正答率については、記載の通りです。

令和5年度と比較して、小6社会、中3理科以外は、正答率が下回る結果となっています。設問別に見ると、改善が図られている設問もありましたが、引き続き、課題が見られる設問、新たな課題が明らかになった設問もありました。

同ページ下の「参考」をご覧ください。

例えば、小4の算数では、数（すう）と計算の領域において、整数、小数の四則の計算については、概ね良好であるが、平面で描かれた図を立体的に捉え、立体を構成する辺や頂点の数を理解することについては、昨年同様に依然として課題が見られました。

また、中3の社会については、地理的分野において、基礎的・基本的な知識については、基準に達している。一方、資料を読み取ることはできるが、設問の問い合わせに対して、複数の資料から読み取った情報を関連付けて考察し、適切に表現することに課題が見られました。

今後は、指導主事会議等において、各教科の課題を共有するとともに、7月に、結果の概要についてまとめた冊子を各学校に配付し、9月以降の学校での指導助言に活かしてまいります。

また、10月中を目途に、その分析結果や改善のための具体的な指導事例をまとめた報告書を作成し、各学校へ配付することとしています。

次に、11ページをご覧ください。

「(3) 質問紙調査結果」について幾つか抜粋し、説明いたします。

まず、①の「自尊意識・規範意識等に関すること」の、「自分には、よいところがあると思う」の項目については、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と肯定的に回答した児童生徒の割合は、小4、小6では前年度に比べ大きな変化はありませんが、中3においては、79.0 [74.8] %と4.2ポイント増加する結果となりました。

一方、否定的な回答に目を向けると、「どちらかというと当てはまらない」「当てはまらない」と否定的に回答した児童生徒の割合は3学年ともに20%前後であることから、今後も、学校全体の教育活動を通して、自尊意識や自己有用感の醸成に努めることが大切であると考えています。

次に、②の「学校・学習に関する関心・意欲・態度」のうち、「学校は好きだ」の項目については、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と肯定的に回答した児童生徒の割合は、小4で87.8%、小6で85.6%、中3で85.4%と、3学年ともに増加しております。

また、12ページの、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う」の項目については、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と肯定的に回答した児童生徒の割合は、

小4で78.4%、小6で79.3%、中3で80.8%と、3学年ともに増加しております。

なお、資料にはありませんが、教員の質問紙調査における、「児童生徒の発言の機会や活動時間を確保して、学び合う場を設けている」という項目についても、肯定的に回答した教員の割合は、小学校で97.4%、中学校で95.7%とともに高い結果となっており、昨年度来、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた指導の推進に向けて、県内の多くの先生方が積極的に取り組んできた結果であると考えています。

ただ、13ページに掲載しております項目、「問題の解き方がわからないときは、あきらめずにいろいろな方法を考える」については、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と肯定的に回答した児童生徒の割合は、小4では84.6%、小6では80.7%、中3では、74.3%と、学年が上がるにつれて減少しています。

また、小4では、R5よりR6の方が肯定的な回答がやや高い結果となりましたが、小6、中3については、昨年度よりも肯定的な回答がやや下回る結果となっています。

ちなみに、下のグラフは、上記の項目「あきらめずにいろいろな方法を考える」の結果と、小4、小6、中3の対象教科の正答率をクロス集計したものです。

この設問と正答率の関係を見ると、例えば、横軸の1で示しました「当てはまる」と答えた子供たちの方が、横軸4のように「当てはまらない」と答えた子供たちより、3教科ともに正答率が圧倒的に高く、その傾向は、どの学年でも同様なことが分かります。

こうした結果を踏まえ、今後は、児童生徒に対して「考えることを安易に諦めさせない」指導の在り方や、「一生懸命考えた結果、分かるようになった」という経験をさらに積ませていく指導を、意識的に図っていく必要があると考えています。

以上で、「調査結果の概要」の説明を終わります。

【質疑】

(新屋委員)

一つ質問ですけれども、資料の11ページの質問紙調査結果の②の学校は好きかどうかという質問なのですが、今、不登校がどんどん増えていくというのが非常に問題となっており、憂慮される時代となっていますが、この結果をみると学校が好きだというのがとても多くていいことだと思いますが、逆に言うと学校が好きではない、灰色と黄色のところが何パーセントかありますが、ここのところは何かもう少し深い分析はされているのか、どこが嫌いなのか、何が嫌なのかなど。

(北島次長兼学校指導課長)

否定的な回答については、我々の方では分析はしておりません。今後、市町のほうに投げるにあたって、そういったところを分析していただけるように伝えたいと思います。

(高野委員)

輪島市は受けていないが、ほかの1市2町は参加しているが、能登半島地震による特定の変化は出ているのでしょうか。

(北島次長兼学校指導課長)

まだ、全県的なデータの集計が終わったところでございまして、今後、奥能登がどうなっているかなどといったところの分析を行ってまいります。

報告第4号 「いしかわ師範塾」第12期生学生クラス標準コースの募集結果について（北島次長兼学校指導課長説明）

それでは、報告事項の4、

「『いしかわ師範塾』学生クラス標準コース第12期生の募集結果」について、ご説明いたします。

8月3日に開講する「いしかわ師範塾」学生クラス標準コースにつきましては、（5月の会議でご報告したとおり、）6月1日から募集を開始し、6月28日に締め切りました。

募集結果について、その概要を報告させていただきます。

まず、「1 受講申込者」ですが、148人の受講申込みがありました。

平成25年度の設立時の受講生数は95人でしたが、近年は150人前後で推移しております、12年目となります今回は、スタート時の約1.6倍に当たる受講申込者数となっております。

次に「2 標準コースの概要」でございますが、（1）から（3）にありますように、本県の公立学校教員を目指す大学3年生と大学院1年生を対象に、8月3日から翌年6月28日まで、毎月1回、主に土曜日に全12回開講し、講義・演習など全35講座を実施することとしております。

また、少人数による模擬授業の講座を毎回実施することに加えて、県内の公立小・中・高等学校で教育活動を体験する学校現場での実習なども実施することとしております。

なお、昨年度の新卒の教員採用試験の合格者（180名）のうち、師範塾出身者は139名と77%となっているところであります、学校現場からの師範塾出身の新採用教員への評価につきましても、総じて高いものとなっているところであります。

今後も、本県の教育水準の維持向上を図るため、いしかわ師範塾では、教員を目指す学生などに対して、より実践的な方法で、教員としての心構えや授業の基礎を教え、即戦力として教育現場で活躍できる人材の養成に取り組んでまいりたいと考えております。

【質疑】

特になし。

報告第5号 いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業について（北島次長兼学校指導課長説明）

報告第5号の「いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業」につきましてご説明いたします。

「1」の「目的」でありますと、県内の産学官が連携して高校生の留学を支援することで、県内高校生の留学機運を高め、グローバル人材を育成することをねらいとしております。

「2」の「事業概要」ですが、文部科学省が昨年度新たに創設した「官民協働海外留学支援制度 拠点形成支援事業」を活用し、本県の産学官の団体等により構成する協議会を設立して、本県高校生等の留学支援を行うものであります。

「3」の「支援内容等」につきましては、県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校に在籍する高校生等を対象に、留学に要する経費について、県内企業の寄附金や日本学生支援機構からの補助金等を活用し、奨学金等を支給するほか、留学がより実りあるものになるよう事前・事後オリエンテーションを実施することとしております。

「4」令和6年度派遣留学生についてですが、5月12日の選考審査を経て、今年度は、公立、私立高校、高等専門学校20校からの40名の生徒を派遣いたします。

コースや男女別、学年別の内訳はご覧のとおりです。

最後に、「5」「今後の事業予定」ですが、派遣留学生は、主に夏休み期間に海外留学を実施予定で、帰国後の10月20日に事後オリエンテーションを行います。留学での学びを振り返り、12月7日の成果発表会へ繋げていく予定です。こうした取組を通して、世界の異なる文化や考え方を理解するとともに、課題解決に向けて主体的にチャレンジする姿勢と創造性を身に付けたグローバル人材の育成を推進してまいりたいと考えています。

【質疑】

特になし。

報告第6号 石川県立あすなろ中学校生徒募集について（北島次長兼学校指導課長説明）

16ページをご覧ください。

令和7年度石川県立あすなろ中学校における入学者募集方針について、ご報告いたします。

はじめに、1の「入学資格」については、入学することができる者は、次の条件を全て満たしている者とする。ただし、原則、高等学校・大学などに在学中の者は入学できない。

（1）石川県に住んでいるか、石川県で働いている者

（国籍は問わない。）

（2）学齢年齢を超えている者

（令和7年度現役の中学生は入学できない。）

（3）原則、次のいずれかに当てはまる者

① 様々な理由で小学校や中学校を卒業できなかった者

② 不登校や病気、その他の理由により、十分に通えないまま中学校を卒業した者

③ 日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の者としました。

次に2の「入学願書の受付期間」ですが、原則、9月2日（月）から11月29日（金）までとし、この期間以降に入学をご希望する場合は、石川県教育委員会又は石川県立あすなろ中学校に問い合わせることとしてあります。

3の「募集学年」については、第1学年、第2学年、及び第3年生を同時に募集し、それぞれの学年の定員は、特に定めないとしております。

4の「入学者の決定方法」につきましては、ご本人から提出される入学願書及び面接の結果を資料として、総合的に判断するとしました。

最後に5の「その他」ですが、入学者募集に関する詳細は、令和7年度石川県立あすなろ中学校入学者募集案内で定めるとしました。

生徒募集案内につきましては、作成中ではありますが、案という形で、別冊資料として、つけてございます。

生徒募集方針についてのご報告は、以上です。

【質疑】

特になし。

報告第7号 国指定名勝の指定について（池田文化財課長説明）

資料の23ページ、報告第7号の「国指定名勝の指定」につきまして、ご説明いたします。

去る6月24日に開催されました国の文化審議会におきまして、西氏庭園（にしひしのえん）を国の文化財に指定するよう、文部科学大臣に答申がなされました。

資料に記載のとおり、文化財の種別は名勝、所在地は金沢市長町3丁目1番ほか、面積は1,143.61m²、所有者は個人であります。

西氏庭園は金沢市の中心市街地で、城下町の武家地であった長町に所在し、大正5年（1916）頃に整備されて以来、代々継承されております。

庭園は中央に池泉（ちせん）、敷地北西隅に高く土盛りした築山（つきやま）を配し、園路を巡らせ、観賞と回遊を楽しむことができるようになっております。

庭石と石造物には国内各地の石材が使用され、植栽はマツ等高木、ツバキ等中木、ナンテン等縁起木、山野草と多くの植物で構成され、ドウダンツツジとモミジが特に彩を添えるものであります。

西氏庭園は城下町の武家地の伝統的な宅地の在り方を踏襲しつつ、新たな趣向と工夫を凝らした優れた近代の庭園であり、芸術上及び学術上の価値が高いことから、今回、名勝に指定されるものであります。

資料の24ページは、上が西氏庭園の位置図、下が配置図、25ページは写真を示しております。

今回の答申どおり指定されれば、（特別名勝兼六園1件を含め、）県内の国指定名勝の件数は10件となります。

今後とも、本県の貴重な文化財の保存・活用に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

特になし。

（北野教育長）

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 22 号 人事異動について

山本庶務課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 23 号 教職員の人事異動について

高倉教職員課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 24 号 教職員の人事について

高倉教職員課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

- ・閉会宣言

北野教育長が閉会を告げる。